

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会議等結果報告書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	上富総務第 642 号
		決裁期日	平成 28 年 8 月 8 日
名 称	名誉町民審議会		
日 時	平成 28 年 8 月 8 日 午前 9 時 00 分～10 時 00 分		
場 所	役場 2 階審議室		
出席者	委 員		
	上富良野町議会議長	西 村 昭 教	
	上富良野町教育委員会委員長	菅 野 博 和	
	上富良野町農業委員会会長	青 地 修	
	上富良野町選挙管理委員会委員長	北 川 正	
	ふらの農業協同組合副組合長	富 田 成 一	
	上富良野町商工会会長	佐 川 泰 正	
	上富良野町住民会連合会会長	立 崎 光 儀	
	事務局 石田昭彦、床鍋のぞみ、上嶋義勝		
内 容	<p>1 委嘱状交付</p> <p>2 町長あいさつ <内容省略></p> <p>3 議事</p> <p>(1) 会長の選任(会長代理の指名)について</p> <p>委員による推薦がないため、事務局より菅野委員（教育委員会教育委員長）を会長として提案 <全員異議なし></p> <p>会長代理については、会長の指名により立崎委員（住民会連合会会長）を選任</p> <p>会 長：菅 野 博 和</p> <p>会長代理：立 崎 光 儀</p> <p>(2) 特別名誉町民制度の創設について</p> <p><事 務 局> 先月の町議会臨時会において、名誉町民の要件である住所規定にかかわらず町の発展に優れた功績があった者を特別名誉町民の称号を贈ることができるよう条例改正案を提出し、議決いただいたところであり、「町の発展に優れた功績があった者」につきましては、規則を定め、友好親善の貢献が顕著な</p>		

者、あらゆる分野に分野において極めて高い評価、成績を収めた者を特別名誉町民の要件としています。

<菅野会長> 特別名誉町民の創設について、質問がありましたら発言願います。
(質問なし)

(3) 諮問 上富良野町特別名誉町民の決定について

町長から会長へ諮問書の受渡し (以後町長退席)

<事務局> 特別名誉町民については、審議会で審議いただき町長が決定する条例の規定となっていますので、今回、後藤純男画伯を特別名誉町民に決定するための諮問書を手渡しさせていただいたところであります。

諮問書の内容 朗読により説明

<菅野会長> ただいま、事務局より後藤純男画伯に対し特別名誉町民の称号を贈りたい旨の諮問書の内容の説明がありましたが、ご意見ありませんか。

<西村委員> 後藤先生については、今までの実績はもちろんです、上富良野町に限らず、全国、世界的に知名度もあり、これまでも、これからも本町に貢献できる大きな期待があるのではないかと。

また、教育的見地からも美術館の町民利用を半額に、子どもたちは無料にしていることから大変に価値(貢献)がある。

<佐川委員> 特別名誉町民に相応しい方だと思います。

むしろ決定された後に、どのように町民や子どもたち(後世)に伝えていく方法が大事かと。

内 容

<菅野会長> 後藤先生に特別名誉町民の称号を贈ることにご異議ありませんか。

<全委員> 異議なし

<菅野会長> それでは、審議会の満場一致により特別名誉町民の称号を贈ることの内容を示した答申書を町長に渡すことにします。

<菅野会長> 答申書に付する内容についてご意見ありますか。

<西村委員> 後藤先生より本年度に多くの作品の寄贈があり、本町において末永く保存されていくこととなったことから、将来にわたる地域振興への両面でも期待できることなどを加えてはどうか

— 今後について —

<事務局> 今後の進め方については、答申書を渡す次回開催の前にあらかじめ答申文(案)を配布しますので、2回目の会議時に修正等の審議を経て答申書を渡すような流れとなります。

<菅野会長> ご異議ありませんか。

<全委員> 異議なし

11:00 会議閉会